

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	10	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 . .		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11	
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 . .		差引譲渡経費の額 (10) - (11)	12	
	譲渡資産の種類	4			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13	
取得した補償金等の額	5		円	譲渡益の額 (5) + (6) - (7) - ((8)又は(9)) - ((12)又は(13))	14		
特別控除に係る交換取得資産の価額	6			当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	15		
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7			特別控除額の計算	16	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	
譲渡資産の帳簿価額	8			特別控除残額 5,000万円 - (16)	17		
同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	9			特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額	18		

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	19		特定を譲渡した住宅地造成事業等のために土地等を	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	円	
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	20	(平 . . ) 平 . .		1,500万円 - (34)	35		
取得した対価の額	21			円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		36
交換取得資産の価額	22			特別控除残額 5,000万円 - (36)	37		
交換取得資産につき支払った交換差金の額	23			特別控除額 (28)、(35)と(37)のうち少ない金額	38		
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	24		農地保有の合理化のために農地等を	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39		
譲渡経費の額の計算	25			800万円 - (39)	40		
支出した譲渡経費の額	26			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41		
譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	27			特別控除残額 5,000万円 - (41)	42		
差引譲渡経費の額 (25) - (26)	27			特別控除額 (28)、(40)と(42)のうち少ない金額	43		
譲渡益の額 (21) + (22) - (23) - (24) - (27)	28			特別控除額 (28)、(45)と(47)のうち少ない金額	44		
特定等を譲渡した地区画整理事業等の特別控除額の土地	29		特定した場長合期の所有別土地除額を譲渡計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44		
2,000万円 - (29)	30			1,000万円 - (44)	45		
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	31			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46		
特別控除残額 5,000万円 - (31)	32			特別控除残額 5,000万円 - (46)	47		
特別控除額 (28)、(30)と(32)のうち少ない金額	33			特別控除額 (28)、(45)と(47)のうち少ない金額	48		

## 別表十(六)の記載の仕方

### 1 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

(1) この明細書は、法人が措置法第65条の2第1項、第2項又は第7項（収用換地等の場合の所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「譲渡資産の帳簿価額8」には、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額（減価償却超過額がある場合には、これを帳簿価額に加算する等税務計算上の金額）を記載します。

この場合において、資産の一部の譲渡等をしたときは、その資産のうち譲渡等をした部分に対応する金額を記載します。

### 2 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

(1) この明細書は、法人が措置法第65条の3から第65条の5の2までの規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「事業施行者等の名称19」には、措置法第65条の5の2の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。

(3) 「特定事業の用地買収等により譲渡した年月日20」の「(平・・・)」には、措置法第65条の5の2の規定の適用を受ける場合にのみ、その譲渡をした特定の長期所有土地等の取得年月日を記載します。